

# 別添資料

<平成31年4月25日(木)乙訓圏域障がい者自立支援協議会 全体会>

## 1 事務局

資料1 乙訓圏域新任職員連続講座実施報告

## 2 「医療的ケア」委員会

資料1 「医療的ケア」委員会視察報告

## 2 地域生活支援拠点部会

資料1 生駒市地域生活支援拠点整備事業について

## 3 就労支援部会

資料1 講演「COCOネット」会議に見る地域ネットワークの活用による就労支援と  
福祉就労の工賃向上を考える 案内

資料2 就労部会主催自由討論会 「乙訓で就労支援ネットワークを!」 案内

資料3 平成30年度府内実習報告

資料4 就労支援事業所の自主製品・委託事業のとりまとめ結果

資料5 乙訓就労交流会(ネットワーク)(案)

## 4 喀痰吸引等研修プロジェクト

資料1 「介護職員等による喀痰吸引等研修(第3号研修)実施要項」

## 5 精神障がい者地域生活支援プロジェクト

資料1 自分らしく生活するために自由に家を探そう 報告講演会 案内

資料2 「ひきこもり」について考える 講演会 ミニシンポ 案内

資料3 医療が必要な精神障がい者の相談対応のフロー図

## 平成 30 年度乙訓圏域新任職員連続講座実施報告

### 1 開催の目的

これから乙訓圏域の障がい福祉を支え牽引する新任職員に、業務に関係する基礎的で重要な知識等を習得してもらい、これまで以上に福祉に关心を持っていただき一層の職場定着を目指すことを目的に開催した。

### 2 開催内容

第1回 開催日時：9月27日（木）16:00～17:30

場所：乙訓福祉施設事務組合 大会議室

内容：向日が丘支援学校の歴史を知る

講師：向日が丘支援学校 前校長 山田 定宏氏

参加者数：30名

第2回 開催日時：10月4日（木）16:00～17:30

場所：長岡ヘルスケアセンター カンファレンスルーム

内容：乙訓の障がい福祉の歴史を知るⅠ

講師：長岡ヘルスケアセンター 医療社会事業課 今堀課長

　　しうがい者就業・生活支援センター アイリス 千丸所長

参加者数：23名

第3回 開催日時：10月11日（木）16:00～17:30

場所：乙訓福祉施設事務組合 大会議室

内容：乙訓の障がい福祉の歴史を知るⅡ

講師：各市町行政担当者

参加者数：25名

3 のべ受講申込み者数 34名 参加事業所数 18事業所

### 4 参加者の主な感想

- ・向日が丘支援学校の歴史が聞けて仕事への興味がより強くなった。
- ・支援者として、利用者への対応や理解をもっと深めたいと思った。
- ・各事業所の役割を知ることができ、これから連携の必要性を実感した。
- ・障がい福祉事業を体系的に知ることができ、これからの業務に活かしたいと思った。

など

## 「医療的ケア」委員会視察報告

乙訓圏域障がい者自立支援協議会  
「医療的ケア」委員会

### 1 目 的

乙訓地域に現在整備されておらず、将来的に必要とされている医療的ケアの必要な人が入居できるグループホームを先駆的に建設・運営されている法人を実際に訪ねて、建設に至る経過や建設資金、設計上の工夫、運営上の課題などを聴き、今後、乙訓地域で取り組む時の参考とする。

また、医療的ケアの必要な人を受け入れるための医療型短期入所を京都府南部で初めて取り組まれた病院の現状をみて、利用上の留意点などを聴き取り、その結果を乙訓地域の相談支援事業所や利用者に還元するとともに、圏域での医療型短期入所の開設に向けての検討の参考とする。

### 2 内 容

視察日 平成 30 年 8 月 2 日 (木)

(1) 社会福祉法人 こもれび 10:30 ~ 12:00 参加者 10 名

①生活介護事業所「クローバー」定員 20 人 登録者 22 人 うち医ケアが必要 6 人  
・共同作業所からボランティアの運動で宇治市を動かし、現在の市有地を無償で借り受け、建設費の市独自予算の補助を受けて発足。  
・自立支援法により現在の生活介護事業所となる。当日の利用者は 20 人  
看護師は非常勤を含め 4 名 常時 2 名以上勤務

②グループホーム「ぽかぽか」定員 6 人 ショート 1 人  
・看護師は生活介護事業と兼務  
・24 時間の勤務態勢が組めないため、常時医ケアが必要な人は入居していない。  
・居室の仕切りが可動式になっており、必要に応じて、個室・大部屋にすることができる。  
・リビングが広くとられており、どこからでも見渡せるような（死角がない）設計、  
トイレも 3 力所設けており、様々な障害に対応できるよう特色を持たせている。  
・浴室は広いが、脱衣所が（設計上できなかったが）もう少し広いほうが支援がしやすい。トイレに扇風機、風呂の脱衣所にヒーターと細かい配慮がなされている。

### 「ばかぽか」建設関係費用

土地 2,300万円 造成・擁壁 1,000万円 → 補助なし

建物 8,419万円 (うち道路側溝等追加工事 750万円)

→ 国府補助 2,270万円 (ショート分約 1,000万円が申請が多くカット)

事業団借入 5,690万円 (利子補給有り)

家賃 4.5万円×6人×12月×20年 = 6,480万円のため充分返済可能

自己資金 459万円 (ただし土地に関する費用 3,300万円は別途)

### (2) 医療法人八仁会 久御山南病院 13:30～14:30 参加者 17名

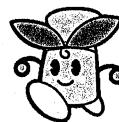
- ・院長出迎え、看護師長、事務長が事業説明
- ・病床数 60 本年 2月から医療型短期入所施設（空床型 2人）を開設
- ・これまでの実績は、2人が延べ 5回の利用で全て日中のみの利用。
- ・担当はM医師（小児科・消化器内科のライセンス所持）、初回の面談は外来のない水曜日としたい。
- ・利用前に食事等の日常の様子をみるため、看護師、できれば医師が障害事業所・家庭を訪問する。
- ・利用に当たっては、山北保健所作成の「ケア情報共有ツール」を相談支援事業所が作成し提出願いたい。また、家族からは病院作成の「短期入所事前情報用紙」を記入・提出願う。
- ・元向日が丘療育園の職員が担当する小児リハビリも行っており、短期入所期間の日中の利用が可能。
- ・面談から数回の日中利用を体験した後に、宿泊を伴う短期入所の利用に繋げていただきたい。

※ケア情報共有ツールはそれぞれの担当事業所が記入し相談支援事業所がまとめることを想定している。

### (3) その他 NPO みくすはあつの 「ゆめはうす」(就B) で昼食、参加者 10名

- ・元居酒屋の日本家屋を主にトイレを改修しただけで事業所として開設。
- ・自主製品で開発中のしそジュースが提供される。
- ・通常、毎週金曜日だけ一般にランチ提供、500円（コーヒー付 + 100円）。
- ・調理は元調理人のボランティア、配膳などは利用者、毎回 20～30 食程度を販売。
- ・第2、第4火曜日 18:00～「こども食堂」を行っている。

## 生駒市地域生活支援拠点整備事業 について



平成30年11月2日  
社会福祉法人いこま福祉会  
生活支援センターかざぐるま

生駒市

1

はじめに…

### 地域生活支援拠点等の目的

障がい者の高齢化、重度化や「親亡き後」を見据え、  
障がい児者の地域生活支援をさらに推進する観点から  
住み慣れた地域で安心して暮らしていく様々な支援  
を切れ目なく提供できる仕組みを構築すること。

3

### 生駒市の障がい者の現状(平成30年4月1日時点)

生駒市の人口 120,336人

障害者手帳所持者数 5,163人

(人口比4.29%)

[内訳]

身体障害者手帳交付者数 3,823人

療育手帳交付者数 698人

精神障害者保健福祉手帳交付者数 642人  
平成29年6月30日現在奈良県データから

\* 自立支援(精神通院)医療 1,255人  
平成29年6月30日現在奈良県データから

2

### 1. 生駒市地域生活支援拠点の 立ち上げについて

4

## 1. 生駒市障害者自立支援協議会(担当者会)での課題

『障害者とその家族の高齢化によって今後の生活をどう支えるか』

→特に「知的障がい者」にとっては喫緊の課題

(グループホームの不足等)

各委託相談支援センターでの現状の共有、課題提起  
専門部会の発足検討

5

## 2. 行政施策

第4期障害福祉計画(平成27~29年度)国の基本指針

「地域生活支援拠点等(地域生活支援拠点又は面的な体制をいう。以下同じ)について、平成29年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも一つを整備することを基本とする」

7

生駒市障害者自立支援協議会担当者部会での課題

行政施策

### ○知的障がい者

親亡き後不安視するケースが増大。グループホームの資源の少なさや家族の病気、入院等緊急ケースも増えている。

### ○身体障がい者

身体障がいの方は在宅か入所という選択肢しかないのが現状。ヘルパー利用者や生活環境の工夫でいける方もいれば、入所を考えないといけない方もおり、家族がぎりぎりまで地域で支えている。

### ○精神障がい者

今はまだご家族が健在で生活が送れている方も多いが、家族がいなくなったらどうなるだろうと考えると不安や見通しが持てないご家庭が多い。

6

第4期生駒市障がい者福祉計画  
(平成27~29年度)

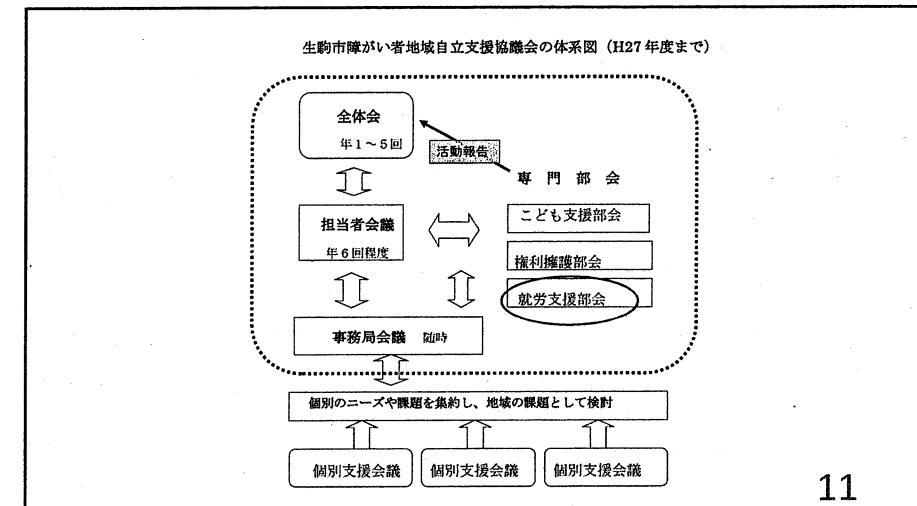
「障がい者の地域での生活を支援する拠点として、平成29年度末までに地域生活支援拠点を1カ所整備するように努めます」と目標設定。

8

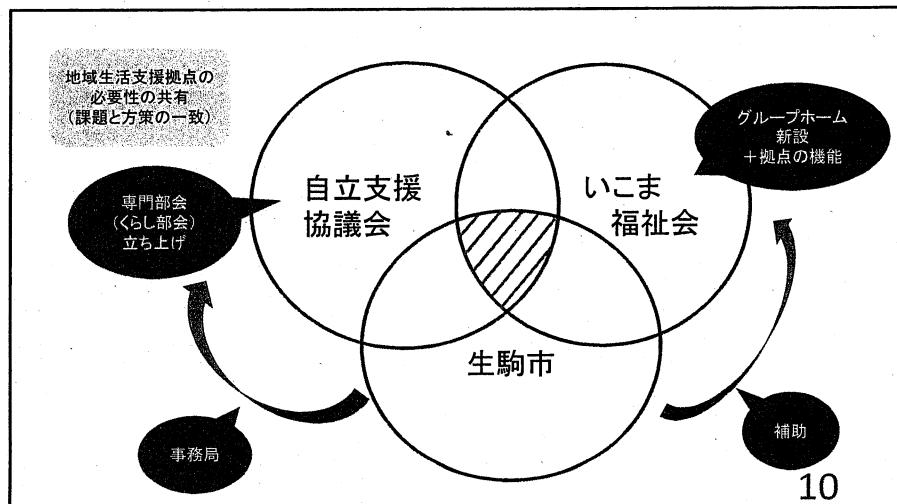
### 3. 事業所の運営

主に知的障がい者を支援している、社会福祉法人いこま福祉会が、親亡き後に向けてのくらしの場(グループホーム)の新設を検討  
(平成28年度完成)

9



11



10

### 生駒市自立支援協議会 くらし部会の立ち上げ 平成28年度 (7月活動開始)

#### ○くらし部会の目的

1. 今後の親亡き後、高齢化などの生活不安に対し、対策や地域資源の掘り下げを検討する。
2. 地域生活支援拠点事業の整備について準備を進めていく。

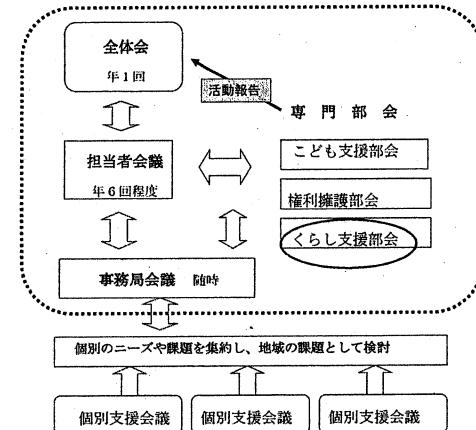
#### ○参加団体

委託生活支援センターあけび(身体)、生活支援センターコスマールいこま(精神)、生活支援センターかざぐるま(知的)、青葉二会、ぶろぼの生駒事業所、よなよな、ディケーセンターかざぐるま、発達障害者支援センターでいあ～、奈良西養護学校、奈良養護学校

#### ○事務局 生駒市役所障がい福祉課

12

生駒市障がい者地域自立支援協議会の体系図（平成 28 年度）



13

開催日	会名称	議論内容
H28.7.1	第1回くらし部会 「活動テーマについて」、部会方針の確認	
H28.9.2	第2回くらし部会 「地域生活支援拠点整備」制度説明、くらしに必要な支援の意見収集	
H28.10.11	第3回くらし部会 「地域生活支援拠点整備(モデル事例)」、「くらしに必要な支援の意見収集」	
H29.1.13	第4回くらし部会 生駒市くらしの支援について不足しているもの、施策等の意見収集	
H29.3.2	第5回くらし部会 課題整理表作成、具体的な解決策の検討 ※別紙「地域課題整理表」「課題の整理表」	
H29.4.20	第6回くらし部会 具体的な解決策の検討(続き)	
H29.5.22	第7回くらし部会 地域生活支援拠点整備の5つの課題に整理し、具体的な支援方法の検討 ※「生駒市地域生活支援拠点事業 資源開発検討表」	
H29.6.19	第8回くらし部会 生駒市地域生活支援拠点整備(面的整備)のイメージ像の検討 地域拠点ラベンダーの概要説明 ※「ラベンダー事業概要」「生駒市地域生活支援拠点イメージ」	
H29.6.30	大分視察派遣 あけび相島、コスモール川口ま鉢木、かざぐるま大谷で大分地域拠点視察派遣	
H29.7.24	第9回くらし部会 大分視察報告、緊急対応についての具体案 ※「緊急時の受け入れ機能の定義と流れ」	
H29.8.17	研修会 奈良県障害福祉課吉田課長より制度説明 大分市社会福祉法人ソノワニー・村上氏講演	

15

## 2. くらし部会の活動について

14

開催日	会名称	議論内容
H29.9.11	第10回くらし部会	生駒市における拠点イメージ、活動スケジュールの検討
H29.10.13	第11回くらし部会	生駒市における必要な拠点機能、相談機能について
H29.10.24	くらし部会ワーキング	各事業所における緊急対応の実態把握ヒアリング
H29.11.2	自立支援協議会全体会	地域生活支援拠点等整備の進捗報告・検討
H29.11.6	くらし部会ワーキング	各事業所における緊急対応の実態把握ヒアリング【続】
H29.11.6	第12回くらし部会	ワーキングでのヒアリング結果報告と緊急対応、体験について検討
H29.12.4	第13回くらし部会	先進地視察検討、部会活動方針の検討
H30.1.15	地域生活支援拠点説明会	市内事業所対象説明会
H30.1.15	地域生活支援拠点開始	一人暮らし体験cocca、緊急時対応ラベンダー
H30.1.26	橋本県佐野市視察	橋本県佐野市どみの会フロム浅沼視察

16

## 1. 課題整理

- ・地域課題整理表、課題検討表
- ・地域生活支援拠点整備 資源開発検討表
- ・地域生活支援拠点のイメージ図

17

平成29年度版「くらし相談会 物語相談 手帳生活支援拠点事業 実施開始検討会			
令和令にておこなうべき事項 (特例令付性、可否、実施年等)	必ずとれる実証体制・実績 (実証シナリオ等)	具体的に実現している資源のあり方	第 令
【特例令付性】 ・本件は、シナリオとされるべきものであり、 ・本件は、現行の制度や法規を適用する場合と異なり、 ・本件は、現行の制度や法規を適用する場合と異なる場合がある。 ・本件は、現行の制度や法規を適用する場合と異なる場合がある。 ・本件は、現行の制度や法規を適用する場合と異なる場合がある。 ・本件は、現行の制度や法規を適用する場合と異なる場合がある。 ・本件は、現行の制度や法規を適用する場合と異なる場合がある。 ・本件は、現行の制度や法規を適用する場合と異なる場合がある。	【実証シナリオ等】 ・本件は、シナリオとされるべきものであり、 ・本件は、現行の制度や法規を適用する場合と異なる場合がある。 ・本件は、現行の制度や法規を適用する場合と異なる場合がある。 ・本件は、現行の制度や法規を適用する場合と異なる場合がある。 ・本件は、現行の制度や法規を適用する場合と異なる場合がある。 ・本件は、現行の制度や法規を適用する場合と異なる場合がある。 ・本件は、現行の制度や法規を適用する場合と異なる場合がある。	【資源】 ・本件は、現行の制度や法規を適用する場合と異なる場合がある。 ・本件は、現行の制度や法規を適用する場合と異なる場合がある。 ・本件は、現行の制度や法規を適用する場合と異なる場合がある。	
【可否】 ・本件は、現行の制度や法規を適用する場合と異なる場合がある。 ・本件は、現行の制度や法規を適用する場合と異なる場合がある。 ・本件は、現行の制度や法規を適用する場合と異なる場合がある。 ・本件は、現行の制度や法規を適用する場合と異なる場合がある。 ・本件は、現行の制度や法規を適用する場合と異なる場合がある。 ・本件は、現行の制度や法規を適用する場合と異なる場合がある。	【実証シナリオ等】 ・本件は、現行の制度や法規を適用する場合と異なる場合がある。 ・本件は、現行の制度や法規を適用する場合と異なる場合がある。 ・本件は、現行の制度や法規を適用する場合と異なる場合がある。	【資源】 ・本件は、現行の制度や法規を適用する場合と異なる場合がある。	
【実施年】 ・本件は、現行の制度や法規を適用する場合と異なる場合がある。 ・本件は、現行の制度や法規を適用する場合と異なる場合がある。 ・本件は、現行の制度や法規を適用する場合と異なる場合がある。	【実証シナリオ等】 ・本件は、現行の制度や法規を適用する場合と異なる場合がある。	【資源】 ・本件は、現行の制度や法規を適用する場合と異なる場合がある。	
【実施年】 ・本件は、現行の制度や法規を適用する場合と異なる場合がある。	【実証シナリオ等】 ・本件は、現行の制度や法規を適用する場合と異なる場合がある。	【資源】 ・本件は、現行の制度や法規を適用する場合と異なる場合がある。	
【実施年】 ・本件は、現行の制度や法規を適用する場合と異なる場合がある。	【実証シナリオ等】 ・本件は、現行の制度や法規を適用する場合と異なる場合がある。	【資源】 ・本件は、現行の制度や法規を適用する場合と異なる場合がある。	
【実施年】 ・本件は、現行の制度や法規を適用する場合と異なる場合がある。	【実証シナリオ等】 ・本件は、現行の制度や法規を適用する場合と異なる場合がある。	【資源】 ・本件は、現行の制度や法規を適用する場合と異なる場合がある。	

19

第8回 くらし相談会 課題の整理表

【相談員の担当】

- ・相談員としてイメージされる機会がない。
- ・生活支援の機会がない(精神・知能の伴合)。
- ・生活支援の機会がない(生活支援が加算されない)。
- ・生活支援をするためのサービスの提供(現状支援)が必要。
- ・セキヨウリバーや危険性がない。
- ・ヘルパーで危険性のある生活を補助する機会やサービスの提供が必要。
- ・相談員SSSの現状がある。
- ・相談員SSSの現状がある。
- ・相談員:男性の一人や複数がいる。女性がその場所に入りにくい。女性は特にセキヨウリバーや危険性がない現状がある。
- ・相談員:男性の一人や複数がいる。他の入居者の不安が強くなる。
- ・相談員:SSSの現状がない。
- ・相談員:GHは精神面によるサービスの違いがある。若い人は一人で居る現状がない。60歳以上は上級者で居る現状がある。
- ・相談員:SSSがどこかといい、避れ難い。

【担当】

- ・受け入れ相談精神や行政障害等に対応できる専門性がない場合の受け入れが難しい。
- ・相談員SSSの危険性がない。SOSを受け取る場合はどこにいくか。(緊急会合への連絡)
- ・相談員の判断基準が不明。(現状とはどうなっているか)

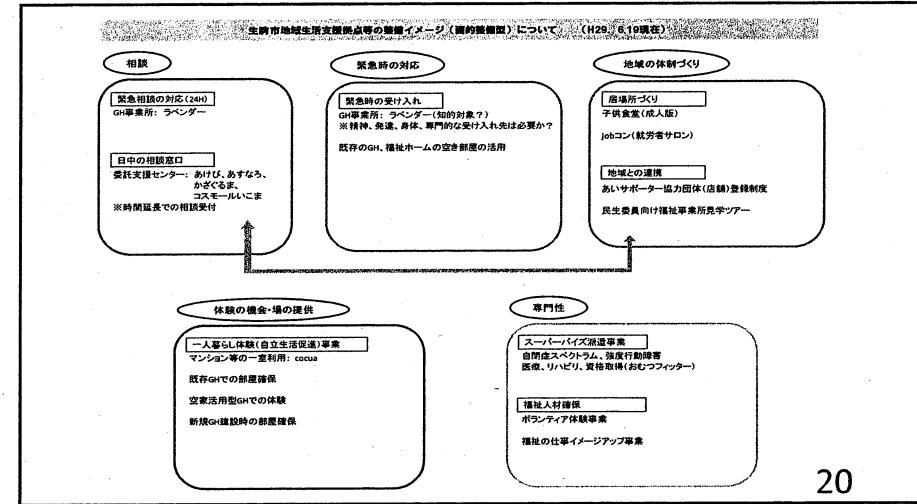
【担当】

- ・相談員についての判断のルーチン化。
- ・24時間いつ相談員接続のりん更換などの判断あるのか。
- ・日常生活の相談窓口はどこか。
- ・セカンドの存在がある。
- ・相談員の現状がどの程度受け止められるか。
- ・相談員の現状がどの程度受け止められるか。

【担当】

- ・相談員についての判断のルーチン化。
- ・24時間いつ相談員接続のりん更換などの判断あるのか。
- ・日常生活の相談窓口はどこか。
- ・セカンドの存在がある。
- ・相談員の現状がどの程度受け止められるか。
- ・相談員の現状がどの程度受け止められるか。

18



20

## 2. 先進地視察 その① 平成29年6月30日

大分県大分市  
社会福祉法人シンフォニー

目的:

- ・地域生活支援拠点のモデル事業実施の先進地から、拠点事業の概要を含めた学習と、生駒市に必要な拠点の機能のヒントを得る。
- ・市内全域で拠点事業について共通理解できるよう、研修会実施に向けての協力要請の検討。

21

大分市の取り組みについて

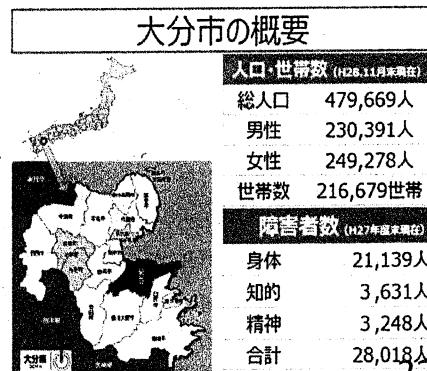
### 協議会等の開催実績

27年	9/24	事業者説明会（17法人）	28年	3/11	委託相談支援事業所協議
	11/19	相談協議会 第1回会議		3/15	第7回作業部会
	11/27	第1回作業部会		3/23	相談支援専門員連絡会意見聴取
	12/10	第2回作業部会		3/25	第8回作業部会
	12/25	第3回作業部会		3/30	相談協議会 第3回会議
28年	1/18	第4回作業部会		6/16	協力法人の管理者協議
	2/3	第5回作業部会		9/23	第9回作業部会
	2/16	相談協議会 第2回会議		9/30	相談協議会 第4回会議
	2/23	自立支援協議会意見聴取		10/20	事業者説明会（全事業所）
	2/29	第6回作業部会		11/29	委託相談支援事業所協議

協議会 4回 作業部会 9回 その他意見聴取等 7回 23

### 大分市の取り組みについて

大分市は厚労省地域生活支援拠点整備のモデル実施都市として拠点の整備を行っています。実際に伺って直接お話を聞いてきました。



22

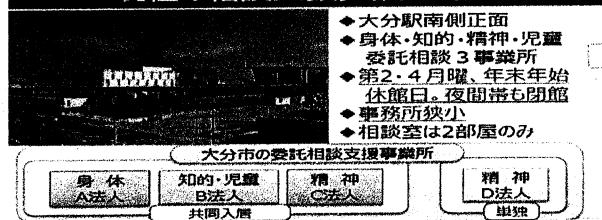
大分市の取り組みについて

### 相談

協議会等において、「親亡き後」の問題は現時点でも起き始めている課題であり、障害者の日常生活を24時間途切れのない相談体制で支援し、地域で身近な支援拠点等となるよう、24時間365日対応の相談窓口の構築を望むといった意見があった。

24時間365日対応の相談窓口の構築に向けての検討開始

#### 現在の相談支援拠点の場所



24時間365日  
運営不可能

移転検討

24

## 大分市の取り組みについて

**必要な地域生活支援体制**

**緊急時に夜間でも休日でも相談ができる、万が一の時に必要な支援が得られる体制が必要**

いつでも相談できる  
窓口の創設

(相談例) 家族の体調不良・死亡、本人の急なパニックや体調不良、行方不明、虐待、家庭内暴力、DV等

24H365日開所  
できる建物

緊急時に宿泊  
できる建物

緊急対応の  
人的・物的体制構築

(対応例) 現場確認、面談、見守り、一時保護、短期入所・医療機関等への同行等

緊急対応支援員  
の見守り可能

旧ホルト園（西部公民館合築）の活用<sup>25</sup>

27

## 大分市の取り組みについて

**緊急時の受け入れ・対応****緊急ヘルプコール**

(仮称) 大分市障がい福祉相談支援センター

身体・知的・精神・児童

3 障害+児童の委託相談支援事業所が共同入居

**緊急時受入**

- 短期入所・GH
- 自立生活促進事業で活用しているアパート等
- 医療機関

**緊急時出動**

- 利用法人
- 特定相談支援事業所等
- 相談支援センター
- 緊急対応支援員（新設）

**緊急時申請**

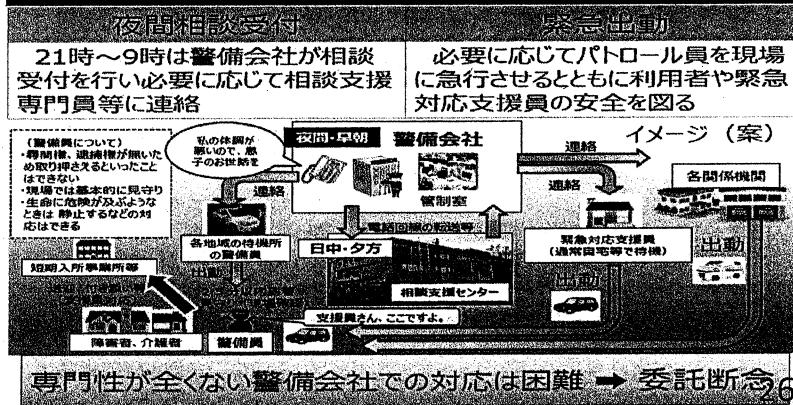
- 救急・警察
- 行政
- 関係機関
- 専門機関

受け入れ  
先が無い

相談支援センター建物内の  
休憩室で一時待機（新設）

27

## 大分市の取り組みについて

**民間警備会社との連携**

## 大分市の取り組みについて

**緊急対応支援員**

委託相談支援事業所の人的バックアップ体制  
■ 大分市内の協力法人による輪番制

障害者の自宅等の現場確認

旧ホルト園等での一時保護における見守り  
短期入所等までの送迎 等の直接支援

**緊急対応支援員**

自宅等で待機  
1日2名

**相談支援センター**

事業所  
出動

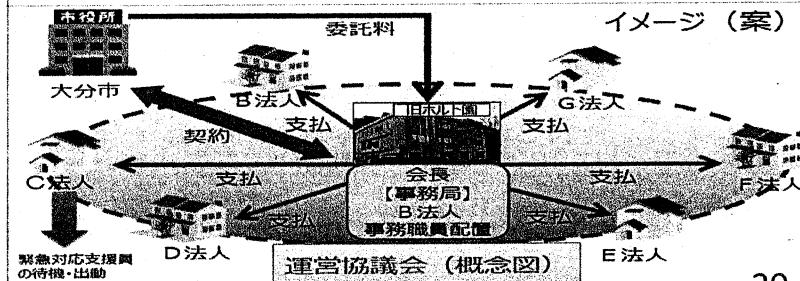
- ①相談者がサービスを利用している場合は、当該事業所の緊急番号に連絡し、情報収集、緊急対応の要請を行う。
- ②障害者への直接支援が必要であり、事業所が緊急対応できないときに、緊急対応の要請を行う。

28

## 大分市の取り組みについて

**緊急対応支援員にかかる委託契約**

緊急対応支援員に協力するために運営協議会に参画する法人を募り、大分市と運営協議会が委託契約を締結  
緊急対応支援員の待機・出動実績に応じ委託料を支払う。

**地域の体制づくり****（仮称）大分市地域生活支援拠点等運営協議会の設置**

- ① 地域生活支援体制を強化し、安定的に運営するために事務職員を配置し以下の業務を担う。
- ② 緊急対応支援員の待機・出勤に係る委託契約を円滑に行うため協議会を設置する

**事務職員の勤務形態・業務内容**

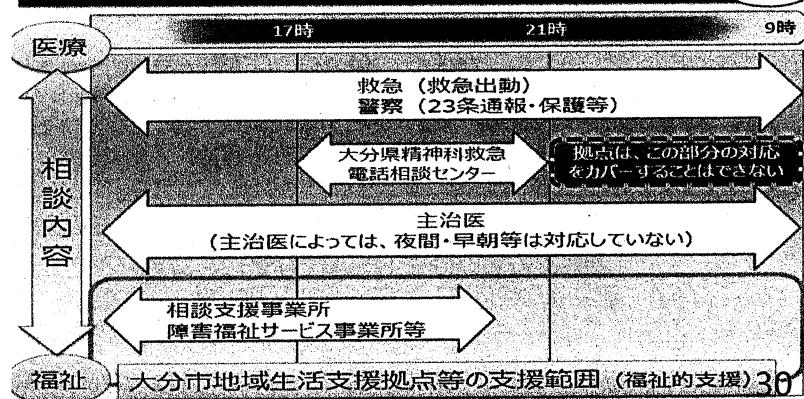
勤務時間：9時～18時

勤務場所：旧ホルト園（委託相談との連携）

- ①短期入所等の専門性・空床の管理
- ②緊急対応支援員の待機シフト（連絡先）作成
- ③障害福祉サービス事業所の緊急連絡先の管理
- ④専門的人材（確保・養成）研修会の企画・開催
- ⑤障がい者の事前登録制（原則）の管理
- ⑥参画法人への委託料支払い ⑦体制の課題の検証等

31

## 大分市の取り組みについて

**精神障害者への緊急対応（イメージ）**

## 大分市の取り組みについて

**体験の機会・場****自立生活促進事業  
(市独自)※地域生活支援事業**

- ・アパート等による宿泊訓練
- ・緊急一時利用可
- ・通所者（事前登録制）
- ・1泊2日程度

**グループホーム**

- ・支給決定
- ・体験後の入居が前提
- ・日数限定（2週間前後～最大30日間）

体験利用をもっと利用しやすくするために

- ・支援対象者の拡大  
(知的⇒身体・知的・精神)
- ・契約法人の拡充  
(現在5法人から増やす)

- ・日数下限の緩和（原則8日間～最大30日間）

32

### 3. 研修会等の開催 平成29年8月17日(土)

市内事業所等と地域生活支援拠点事業の必要性を共有

- ①先進地事例(大分市)から学ぶ
- ②懇親会の開催

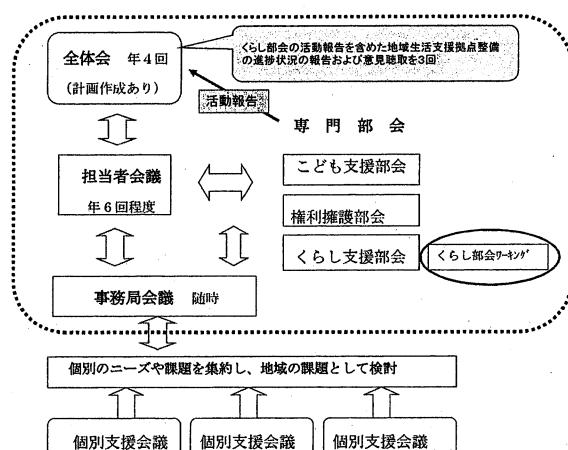
33

### 4. 生駒市に必要な機能の提案および具体的方策の検討

- ・優先的に始める機能の提案および方法の検討
- ・ワーキングチームによる緊急時対応の実態把握

35

生駒市障がい者地域自立支援協議会の体系図（平成29年度）



34

### 生駒市地域生活拠点整備事業の方針

『生駒の地域で障がいのある方、そのご家族が安心して暮らせるシステムを構築する』

- ・入所施設や、精神科入院病棟等の資源がない生駒に必要な整備資源として、緊急時の対応とこれからの生活を考えしていくための生活体験の場の必要性が浮かび上がってくる。
- ・できることをひとつずつ整備していく  
→ 緊急時対応・体験から
- ・地域の力を最大限に生かせるよう「多機能拠点+面的整備型」で取り組んでいく。

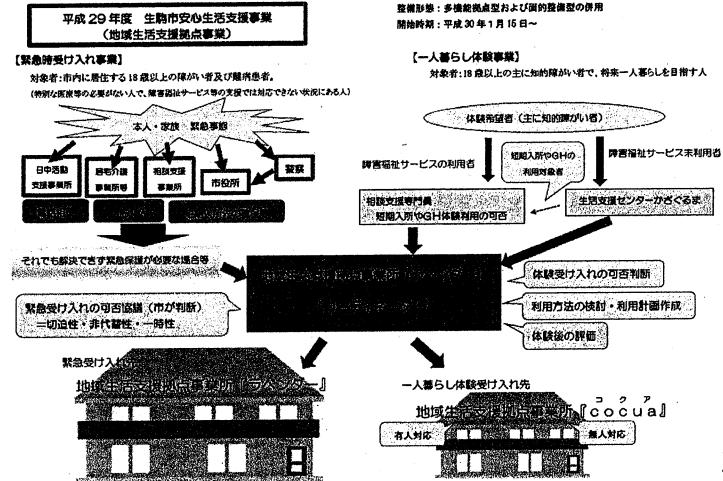
36

## 検討課題

### ①緊急時の相談・流れ

- ・大分のような安心コールセンターを作る事ができない
- ・そうすると緊急時の第1相談窓口は、身近に関わっている事業所や支援者になる。
- ・そこから切り離しや緊急確保が必要な事態にラベンダーへどう繋げるか？
- ・判断を誰が担う？ 行政・委託相談か…
- ・緊急の定義(切迫性・非代替性・一時性)

37



39

## 検討課題

### ②緊急時の対応体制

- ・実際の支援体制の構築をどうつくるか？
- ・ラベンダーという場所はあっても対応者が足りない…
- ・関わりのない方の緊急時にラベンダー職員が対応できる？
- ・緊急事態協力体制として応援事業所(登録制)にする案
- ・「緊急時」という期間はいつまでか？

38

## 5. 生駒市地域生活支援拠点事業開始

「まずは、できるところから」

- ・緊急の対応
- ・体験の場

40

H30年1月15日 生駒市地域生活支援拠点事業スタート

**多機能拠点施設 緊急時の受け入れの場**

- 生駒市新旭ヶ丘に  
新規GHラベンダー開設。
- 1階がGH、2階にGH事務所、  
短期入所居室、家族や緊急対  
応用の居室を併設。

このラベンダー2階を緊急時受  
け入れの場として委託

平成30年1月15日説明会資料抜粋

## 緊急時受け入れ事業における対象者の例

## &lt;ケース1&gt;

生駒市内で適切な受け答えができない65歳未満であると思われる人を警察で保護したが、所持品等からも身元不明である。特に大きな怪我もなく自傷他害行為もなく穏やかであるため、緊急に医療にかかる必要がないと判断され、このまま警察で保護することはできないとのことで市に相談が入った。

## &lt;ケース2&gt;

日中活動支援事業所等が、日頃から養護者による虐待を疑っていた障がい者の身体に大きなあざを見つけていたので市へ通報した。市は緊急ケア会議を開催し緊急保護が必要と判断した。

## &lt;ケース3&gt;

夜間の見守りを含めた介護が必要な障がい者の介護者が急病のため、相談支援専門員に短期入所の受け入れ先を含めた障害福祉サービスやインフォーマルな支援等で対応できそうな方法を探してもらったが見つからなかった。家族や親戚にも協力要請しているが、遠方に住んでいるため、当日中に本人の介護のために来ることができない。

43

平成30年1月16日(月)  
地域生活支援拠点事業資料

資料5

障害福祉サービス提供事業所における生駒市安心生活支援事業  
(地域生活支援拠点事業)緊急受け入れ事業スキーム

地域生活支援拠点事業所「ラベンダー」における緊急受け入れ 3つのポイント

```

graph TD
    A[① 切迫性  
② 施設登録  
③ 特定法(最大3日間)] --> B[緊急事態発生]
    B --> C[本人または家族からの相談(SOS)]
    C --> D[緊急事態の見守り]
    D --> E[地域の危機感がある場合は直ちに110、119へ]
    E --> F[本人に医療が必要なく介護者が介護できない状況で短期入所の利用が必要]
    F --> G[地域生活支援事業サービスのみの利用である  
または障害福祉サービスを利用していない]
    G --> H[地域支援部門内  
(扶助申請)] --> I[生駒支センター  
サービスで  
身体:あけび、知的:かづぐるま、精神:コスモールいこま  
問題ではない]
    I --> J[上記の3つのポイントを満たしている]
    J --> K[地域生活支援拠点事業所「ラベンダー」  
所在地:生駒市新旭ヶ丘1-21  
TEL: 0743-71-8022 FAX: 0743-71-7801  
※電話は転送になることがあります。]
  
```

42

**面的整備 一人暮らし体験事業**

生活支援センターかざぐるまが  
借りているマンションの3階の空  
き部屋活用

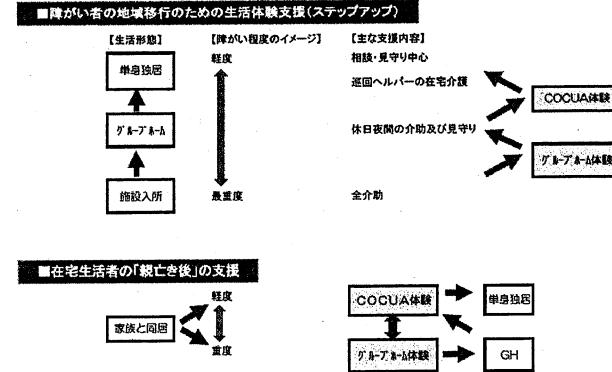
・基礎体験コース  
・チャレンジコース

将来を見据えた生活体験  
自分に合った生活を考える場所  
地域拠点 体験機能として委託

44

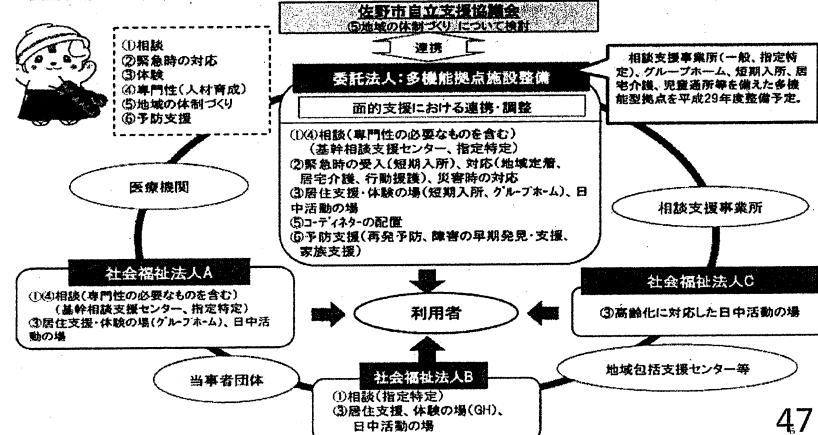
### 一人暮らし体験事業～生駒市安心生活支援事業(地域生活支援拠点事業)～

目的：主に知的障がい者が生活の実体験をすることで今後の生活のイメージを作る



45

### ④佐野市における地域生活支援拠点の整備の類型・多機能拠点整備型と面的整備型の複合型



47

## 6. 先進地視察 その② 平成30年1月26日

栃木県佐野市

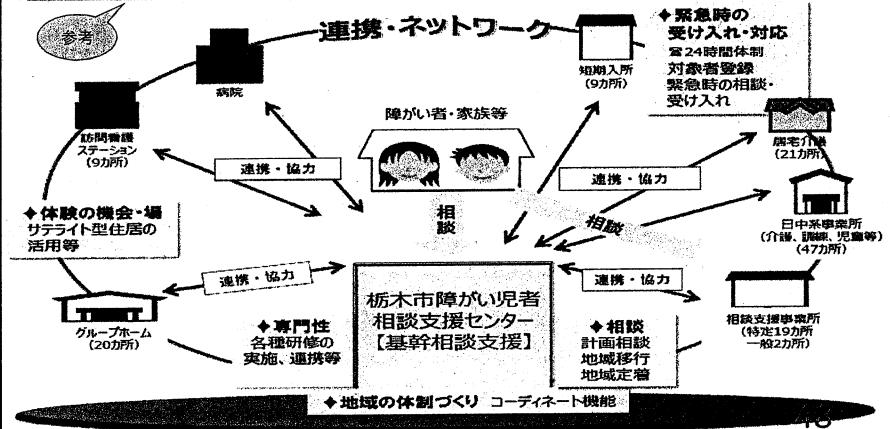
社会福祉法人ともみの会フロム浅沼

目的：

- ・生駒市と同様の形態「拠点十面的整備型」の地域生活支援拠点のモデル事業実施した先進地から、現状(予算や契約、自立支援協議会との関連等含め)と今後の課題についておよび生駒市が次に進めていくとしている拠点における機能、「相談」の運用方法を具体的に学ぶ。

46

### 4. 栃木市地域生活支援拠点(面的整備型)



12

## 7. 研修会の開催 平成30年9月1日

生駒市・奈良県知的障害施設協会主催  
地域生活支援拠点等について考える  
～地域で生み出す拠点事業の在り方～

「国が進める地域生活支援拠点等事業について」  
厚生労働省 虐待防止専門官 片桐 公彦氏  
  
「はるかぜが進める地域生活支援拠点等の取り組みについて」  
長野県社会福祉法人高水福祉会  
総合安心センターはるかぜ 所長 野口 直樹氏

49

## 3. 生駒市の拠点の現状について

50

## 平成30年1月15日～3月31日までの実績報告

◎緊急対応連絡相談	0件
◎一人暮らし体験利用	4名
◎拠点相談、連絡件数	23件
【内訳】	
地域生活支援拠点に関する問い合わせ	3件
一人暮らし体験に関する問い合わせ	20件

51

## 平成30年4月1日～8月31日までの実績報告

◎緊急対応連絡相談	1件
※虐待通報による緊急確保	
◎一人暮らし体験利用	10名
◎拠点相談、連絡件数	約20件

52

## 4. 今後について… (平成30年度～)

53

### 「相談」機能の追加に向けて…

相談の考え方や障害福祉サービス等、それぞれの役割の整理

- ・委託相談事業所による相談支援(生活支援センター 4か所)

- ・指定特定相談支援事業所による相談支援および障害福祉サービスによる機能  
就労定着支援、自立生活援助

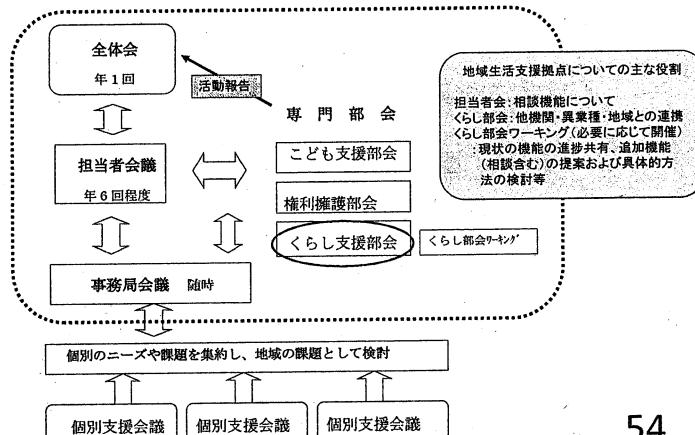
- ・一般相談支援事業による相談支援  
地域移行支援、地域定着支援

**+ 地域生活支援拠点  
「相談」**

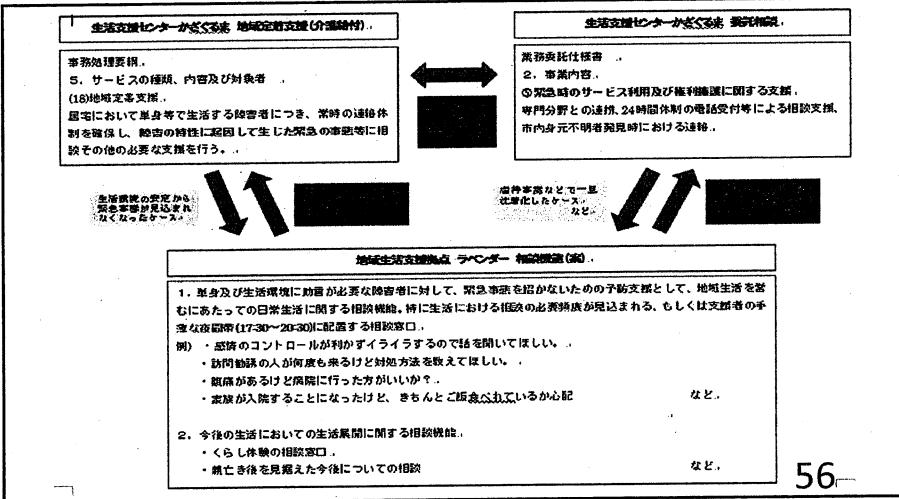
+ 基幹型相談支援???

55

生駒市障がい者地域自立支援協議会の体系図（平成30年度）



54



56

## 相談 平成30年12月開始(予定)

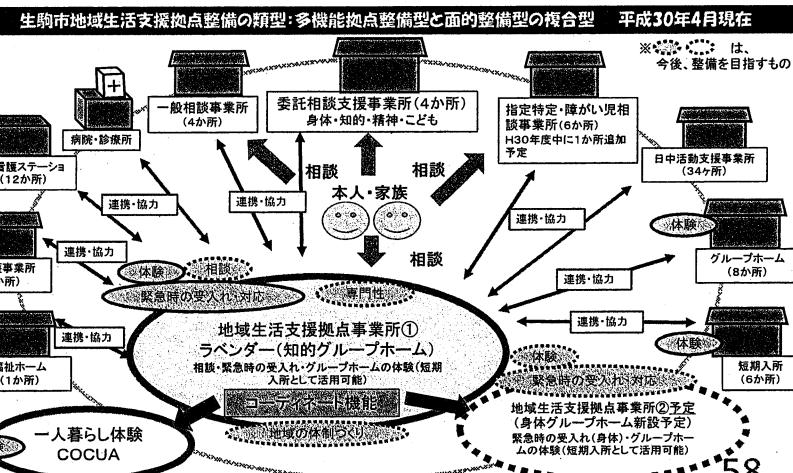
- ・目的:生活における相談(安心)機能
- ・対象:主に一人暮らし等の知的障がい者
- ・平日(月~金)17:30~20:30
- ・登録制(事前に必要な支援等を想定・クライシスプラン作成)
- ・必要に応じて電話・訪問対応

57

## 最後に、地域での安心できるくらしについて

- 障害のある方が自分のくらしを選択できるように  
障害者=GH?
- 地域でたりまえにくらせるように  
インフォーマル資源との協働
- やってみたいと思えるように  
本人が感じないと進まない
- 誰もが安心してくらせるシステムを  
この子より先には死ねない  
こんな安心機能があるならやってみたい

59



58

## 乙訓圏域障がい者自立支援協議会 平成 30 年度 第 2 回 就労支援部会

平成 30 年 8 月 23 日(木)  
13:30~15:00  
乙訓保健所 講堂にて

### はじめに

就労支援部会は 2 年目に入りました。

障がいのある方の自立に向けて「一般就労」と「福祉就労」の 2 本柱でスタートしています。

今年度は、「雇用促進」に向けて障がい者理解への取り組みや企業開拓をしていくことと、福祉就労の方の「工賃向上」に向けて考えていく予定です。また、昨年度に引き続き「庁内実習」にも取り組みます。

まずは、「雇用促進」と「工賃向上」に向けて、第 2 回の部会の中で講演会を企画しました。  
この乙訓で、どんなことができるのか、一緒に考えませんか？  
是非、傍聴にお越しください。

### 講演

#### 「『COCO ネット会議』に見る地域ネットワークの活用による就労支援と 福祉就労の工賃向上を考える」(仮題)

講師 京都中小企業家同友会 理事  
ソーシャルインクルージョン委員会 前委員長

石井 雄一郎 様

有限会社グラン・ブルー／株式会社京のちから  
アクアリウムショップ グランブルー／水槽設計・施工・メンテナンス  
菓子工房ぐらん・ぶるー／京の地のもんスイーツ・アニメコラボスイーツ  
むらいしば和知／美山のたまごスイーツ  
京都嵐山電腦屯所／アニメ雑貨・サンリオ商品販売店舗

代表取締役

乙訓園域障がい者自立支援協議会  
就労支援部会主催 自由討論会

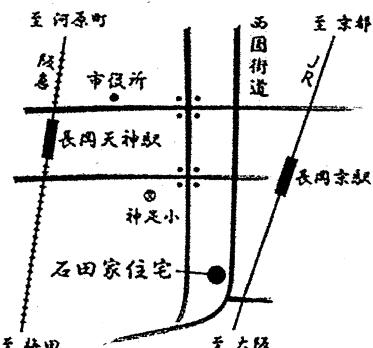
於：長岡京市神足ふれあい町家

京都府長岡京市神足二丁目13-10

Tel : 075-951-5175

(駐車場がありませんので、近隣の有料駐車場を利用ください。)

平成30年11月28日(水)  
13:30~15:30



就労支援部会では、8月の京都中小企業家同友会理事の石井様からの講演を受け、乙訓の中  
小企業家同友会の方々を訪問しました。

企業・福祉・行政・学校などの関係機関が連携して、どのように地域を活性化させ、仕事を  
生み出していくのか、一つの事例をもとに皆さんと一緒に考えたいと思います。

今回は、長岡京市にある企業、障害者事業所の方のお話と、そこに関わっておられる方々にも  
参加していただきます。

また、就労支援部会の運営にご協力いただいている石井様にも出席していただく予定です。  
自由討論会としますので、是非、お越しいただき、直接ご意見をお願いします。

自由討論会



「乙訓で就労支援ネットワークを！」  
—企業・福祉・行政・学校でつなぐ竹の箸づくりから考える—

進行：i Toh en代表

鯉坂 兼充 様

講師：高野竹工株式会社営業課長

西田 隼人 様

NPO法人乙訓障害者事業協会事業統括長

生田 一朗 様

バスハウス所長 片山 潤 様

一般社団法人暮らしランプ代表理事

森口 誠 様



## 平成30年度庁内実習報告

行政名	実習日程	実習場所	作業内容	実習者
大山崎町	10月25日(木)	大山崎町役場	町障がい者スポーツ大会で使用する景品の袋詰め	ステージ利用者
"	10月29日(月)	"	町福祉祭りで使用するチケットの作成	アイリス利用者 ステージ利用者
"	12月19日(水)	"	民生児童委員協議会広報誌の袋詰め	ピオニー利用者
長岡京市	1月16日(水)・17日(木)	長岡京市役所 分庁舎3	ポチ袋・支援ノート作成等	若竹苑利用者 ステージ利用者
京都府	1月17日(木)・18日(金)	乙訓保健所	資料のセット作業	支援校2年生 ステージ利用者

<新たな成果>

- ・向日市が実習調整役を担当
- ・長岡京市役所では初めて実施
- ・大山崎町では実習日(内容)の拡大
- ・庁内実習の流れ(行程表)の作成
- ・就労施設への実習者募集案内

<次年度課題>

- ・実習者の集中力を妨げない見学者調整
- ・福祉関係課以外の部署の職員へ実習受け入れの意識の醸成
- ・一人の実習者が数日間(連続)実習の提案
- ・事前打合せについて

## 乙訓の障がい者就労施設における自主製品・作業

乙訓圏域障がい者自立支援協議会 就労支援部会 平成 30 年 8 月

## 外部に販売可能な自主製品

品目	竹製の箸
製造可能数	30~50 (事前に受注依頼があれば)
価格	1膳 1,000 円
アピールポイント	招待客向けに使えるお箸です。
事業所	バスハウス 京都府長岡京市開田一丁目5番5号2階 TEL 075-748-9182

品目	焼き菓子各種(クッキー・シフォンケーキ・パウンドケーキ)
製造可能数	クッキー 1ヶ月 1,000~2,000 袋
価格	200 円~
アピールポイント	贈答用に詰合せやラッピングすることも可能です。
事業所	やよい工房久貝事業所 京都府長岡京市久貝 2 丁目 2 番地 11 TEL 075-952-9567

品目	クッキー各種
製造可能数	2 週間 1,000 袋位
価格	200 円~
アピールポイント	詰合せにも応じます。
事業所	障害福祉センター あらぐさ 京都府長岡京市井ノ内広海道 42-3 TEL 075-953-9212

品目	クッキー、ラスク各種
製造可能数	1ヶ月 100~200 袋
価格	200 円
アピールポイント	贈答用の詰合せにも応じます。
事業所	乙訓ひまわり園 ワークセンター 京都府向日市上植野町五ノ坪 11-1 TEL 075-935-0055

品目	布団丸洗いクリーニング
製造可能数	要相談
価格	布団各種 1,700 円~ こたつ布団 2,250 円 毛布 750 円
アピールポイント	配達もします。
事業所	乙訓ひまわり園 ワークセンター 京都府向日市上植野町五ノ坪 11-1 TEL 075-935-0055

## 外部から依頼による作業

受託できる作業	畠の除草
受託可能量	1回2時間 職員1名 利用者3名で対応 週に何回か対応可能
希望価格	1回 7,000円
事業所	友愛之郷 京都府向日市寺戸町東田中瀬10番地の20 TEL 075-934-8811

受託できる作業	マンションの清掃
受託可能量	要相談
希望価格	要相談
事業所	バスハウス 京都府長岡市開田一丁目5番5号2階 TEL 075-748-9182

受託できる作業	紙器加工 電気部品組み立て等室内でできる作業 *直接食品を扱う作業も可
受託可能量	要相談
希望価格	できるだけ単価が良いものを
事業所	やよい工房久貝事業所 京都府長岡市久貝2丁目2番地11 TEL 075-952-9567

受託できる作業	紙器加工 部品組み立てなど*直接食品を扱う作業も可
受託可能量	要相談
希望価格	要相談
事業所	多機能型事業所カメリア 京都府長岡市調子2丁目5-7 TEL 075-958-6671

受託できる作業	紙器加工、封入など屋内でできる軽作業
受託可能量	要相談（単発でもOK。2. 8月は受注量が多くても可）
希望価格	要相談
事業所	乙訓ひまわり園 ワークセンター 京都府向日市上植野町五ノ坪11-1 TEL 075-935-0055

受託できる作業	電気部品組み立て 紙器加工 封入など
受託可能量	継続してコンスタントに受注できる作業が良い
希望価格	できるだけ単価が良いものを
事業所	乙訓若竹苑 京都府長岡市井ノ内西ノ口17番地の8 TEL 075-954-6501

\*受注のためのネットワークがあればよいと思うが、ネットワークが機能するのか疑問に思う。

\*企業と話をする段階から関わるほうがスムーズに話を進めることができるとと思う。

## 乙訓就労交流会（ネットワーク）（案）

### 1. 設置の背景

乙訓圏域障がい者自立支援協議会では、平成28年度「就労支援に関する準備会」を、平成29年度に「就労支援部会」を設立しました。

29年度・30年度にかけて圏域全ての就労継続支援事業所A型・B型事業所の現状を把握し、福祉就労の抱えている課題を抽出し、今後の方向性を協議しました。また、自立支援協議会として、企業への障がい者雇用促進に向けた働きかけと、府内実習の試行・実施を行いました。特に、30年度は企業へのアプローチに力を入れ、京都府中小企業家同友会の協力を得ながら、乙訓支部の企業を訪問し、障がい者雇用の現状や課題についての意見交換を実施しました。そこで得た繋がりをもとに、乙訓圏域の就労交流会（ネットワーク）の構築が期待されています。

### 2. 設置の目的

障がい者の自立や社会参加の充実のために、「働く」をテーマにした時、企業と障がい者のマッチングだけではなく、彼らを取り巻く関係機関との連携・情報交換が必要だと考えます。支援に関わるすべての人や機関が、それぞれの立場や役割、専門性を發揮し、本人の特性や能力を活かした支援を具体的に考える必要があります。

さまざまな関係者や関係機関を繋ぐ地域の就労交流会は、障がい者理解・障がい者雇用を促進することを目的としています。

### 3. 構成メンバー

企業・福祉・労働・教育・行政・医療

(事務局：しょうがい者就業・生活支援センターアイリス)

### 4. 内容

①企業の福祉事業所・支援学校見学会

「OPEN DAY」－来て！見て！誘って！－

②交流会の開催

企業同士の障がい者雇用に向けた取組や不安の共有

障がい者雇用のノウハウなどの情報交換会

③就労研修会

各機関の紹介・学習会・事例検討・グループワーク等

「障がい者雇用企業メリットについて」等

④（将来的に）企業実習の試行

就労支援部会で培った府内実習のノウハウを活かし、企業実習の試行

### 5. 会議開催について

開催回数：事務局メンバーのみ（偶数月） 全体（奇数月）

開催時間：平日 15時～17時

場所：保健所

広報：メール（メーリングリスト配信）

（将来的に得意な企業や支援機関があれば、ホームページ発信も検討）

運営方法：ワーキングチームに分かれて進める。全体会議参加者にも分かれてもらう。

社会福祉法人 乙訓福祉会  
乙訓福祉会・ライフサポート事業所

**2018年度「介護職員等による喀痰吸引等研修（第3号研修）」実施要項**

**(1) 研修目的**

「社会福祉士及び介護福祉士法」に基づき、たんの吸引及び経管栄養（以下、「たんの吸引等」と記す）を必要とする特定の者に対して、医師、看護師等との連携の下、必要なケアを提供するため、適切、安全にたんの吸引等を提供できる介護職員等を養成することを目的とします。

**(2) 受講資格・要件**

- ・在宅の訪問系等サービス事業所の介護職員等のうち、特定の利用者に対してたんの吸引等の行為を行う必要が現にある方または近く実施する予定を見込んでいる方。
- ・実地研修にあたり、利用者本人（本人の意思が確認できない場合はその家族等）から、実地研修の協力について了承が得られること。
- ・実地研修にあたり、利用者の主治医の指示書に基づき、指導できる看護師等の協力を得られること。
- ・実地研修中における偶発的な事故等に起因して、利用者の生命、身体及び財産に損害を及ぼした場合の賠償責任に対応できる保険に加入していること（事業所すでに加入されている保険で対応可能かどうかをご確認ください）。

**(3) 研修実施日程**

基本研修：2018年10月27日（土） 講義

9:30～16:30（受付9:00～）

10月28日（日） 講義、筆記試験、シミュレータ演習

9:00～16:00（受付8:30～）

実地研修：登録研修機関登録後速やかに実施する

**(4) 研修実施場所：（福）乙訓福祉会 乙訓の里**

所在地：〒617-0845 長岡京市下海印寺川向井20-3 電話：075-954-0777

※当会ホームページ <http://www.otokunifukushikai.com/> 内の地図参照願います。

**(5) 研修受講定員 40名**

受講決定については、申込期間の申込者に対し、研修実施委員会により選考を行い、受講決定通知にてお知らせいたします。

**(6) 受講料**

基本研修：10,000円（8時間講義＋シミュレータ演習）

事務手数料：2,000円（受講申込後キャンセルされた場合は1,000円と振込手数料を申し受けます。）

実地研修（指導看護師料）：10,000円（指導看護師が他法人の方の場合や居ない場合、1利用者当たりに必要、自法人の方の場合は無料）

※上記のとおり実地研修の指導看護師が他法人の方である場合は、指導看護師料として受講者ごとに1利

用者当たり 10,000 円をお支払して頂いています。一度も実地研修を実施することなく、いったん研修を終了する場合は、指導看護師料を返金（振込手数料は申込者負担）しますのでご連絡をお願いいたします。

#### (7) 研修教材

教材については、第3号研修テキスト「平成24年度喀痰吸引等指導者講習事業 喀痰吸引等研修テキスト第三号研修（特定の者対象）」（株式会社ピュアスピリット作成）を用いる。

※上記のテキストをお持ちでない方は、実費2,000円（モノクロコピー版）にて販売いたしますので、申込書にご記入をお願いいたします。

#### (8) 備品等調達方法

備品等必要な設備については京都府及び、乙訓圏域障がい者自立支援協議会「医療的ケア」委員会等からのネットワークによる関係機関より、借用の上準備する。

#### (9) 修得程度審査方法 筆記試験事務規定による。

#### (10) 「基本研修」実施プログラム

1日目 9:30~16:30

研修内容・科目	時間	担当講師
受付	9:00~9:30	
開講式	9:30~9:40	
重度障がい児・者等の地域生活等に関する講義 ○利用可能な制度 ○重度障がい児・者の地域生活等 ○障害者総合支援法と関係法規	9:40~12:10 (休憩を含む)	(予定) 乙訓障害者支援事業所連絡協議会 NPO法人「てくてく」 尾瀬 順次(社会福祉士)
休憩・昼食	12:10~13:10	
喀痰吸引の講義 ○呼吸について ○呼吸異常時等の症状・緊急時対応 ○人工呼吸器について ○喀痰吸引について ○口腔内、鼻腔内、気管カニューレ内部の吸引について ○喀痰吸引の手順、留意点等 ○喀痰吸引のリスク、中止要件、緊急時対応	13:10~16:30 (休憩を含む)	(予定) 社会福祉法人 向陵会 訪問看護ステーション「きりしま」 訪問看護師 亀井 あや子(非常勤)

2日目 9:00~16:00

研修内容・科目	時間	担当講師
受付	8:30~9:00	
健康状態の把握・経管栄養の講義 ○食事と排泄(消化)について ○経管栄養について ○経管栄養の手順、留意点等 ○経管栄養のリスク、中止要件、緊急時対応	9:00~12:20 (休憩を含む)	(予定) 社会福祉法人 向陵会 訪問看護ステーション「きりしま」 訪問看護師 亀井 あや子(非常勤)
休憩・昼食	12:20~13:20	

オリエンテーション (試験実施に向けての諸注意等)	13:20~13:30	試験委員会
筆記試験 ○吸引・経管栄養 (30分) ○経管栄養のみ (15分)	13:30~14:00	試験委員会
休憩	14:00~14:10	
シミュレータ演習 ○喀痰吸引 (口腔内) (鼻腔内) (気管カニューレ内) ○経管栄養 (胃ろう、腸ろう) (経鼻)	14:10~15:40	<p>(予定)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・乙訓訪問看護ステーション連絡会 上林有香</li> <li>・訪問看護ステーション「きりしま」 谷川智子、亀井あや子</li> <li>・あらぐさ福祉会 長谷川朋子</li> <li>・晨光苑 三木明子</li> <li>・片岡診療所 若林環、高田初子 社領佐和子</li> </ul> <p>※受講者数に応じ、上記講師より分担して担当</p>
閉講式	15:40~16:00	

#### (11) カリキュラム一覧表

##### 基本研修

科 目	実施内容	時間数
重度障がい児・者等の地域生活等に関する講義	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者総合支援法と関係法規</li> <li>・利用可能な制度</li> <li>・重度障がい児（者）等の地域生活</li> </ul>	2.5
喀痰吸引等を必要とする重度障がい児・者の障がい及び支援に関する講義	<ul style="list-style-type: none"> <li>・呼吸について</li> <li>・呼吸異常時の症状、緊急時対応</li> <li>・人工呼吸器について</li> <li>・人工呼吸器に係る緊急時対応</li> <li>・喀痰吸引について</li> <li>・口腔内、鼻腔内、気管カニューレ内部の吸引について</li> <li>・喀痰吸引のリスク、中止要件、緊急時対応</li> <li>・喀痰吸引の手順、留意点等</li> </ul>	3
緊急時の対応及び危険防止に関する講義	<ul style="list-style-type: none"> <li>・健康状態の把握</li> <li>・食と排泄（消化）について</li> <li>・経管栄養について</li> <li>・胃ろう（腸ろう）と経鼻経管栄養</li> <li>・経管栄養のリスク、中止要件、緊急時対応</li> <li>・経管栄養の手順、留意点等</li> </ul>	3
喀痰吸引等に関する演習	<ul style="list-style-type: none"> <li>・口腔内の喀痰吸引</li> <li>・鼻腔内の喀痰吸引</li> <li>・気管カニューレ内部の喀痰吸引</li> <li>・胃ろう又は腸ろうによる経管栄養</li> <li>・経鼻経管栄養</li> </ul>	1.5
合 计		10

実地研修

行 為	回 数
口腔内の喀痰吸引	
鼻腔内の喀痰吸引	
気管カニューレ内部の喀痰吸引	
胃ろう又は腸ろうによる経管栄養	
経鼻経管栄養	医師・看護師等の評価において、受講者が修得すべき知識及び技能を習得したと認められるまで実施。

(12) その他

喀痰吸引等研修実施委員会・試験委員会 構成員一覧

氏名	団体・機関名	備考
堀 直樹	(社) 乙訓医師会	医ケア委員会 部会長
尾瀬 順次	乙訓障害者支援事業所連絡協議会	
上林 有香	乙訓訪問看護ステーション連絡会	看護師
中谷 大介	(福) 長岡京市社会福祉協議会	
能塚 隆裕	乙訓圏域障がい者自立支援協議会 事務局	
中坊 智子	乙訓福祉施設事務組合	
山崎 節子	長岡京市障がい福祉課	
山田 洋平	乙訓ポニーの学校	医ケア委員会 副部会長
三宅 州人	乙訓福祉会・ライフサポート事業所 研修室	

☆オブザーバー

原田 寿樹	京都府山城広域振興局健康福祉部乙訓保健所 福祉室	
-------	--------------------------	--

(13) お申込み方法

当法人ホームページより、別紙「受講申込書（様式1）」にて事業所ごと必要事項をご記入の上、下記のFAX番号にFAX（※）をお願いいたします。（締切り：2018年10月19日（金）必着）

※FAX送信後、必ず下記の電話番号に確認のお電話をお願いいたします。（平日9:00～17:00）

＜お問い合わせ先＞	社会福祉法人 乙訓福祉会
乙訓福祉会・ライフサポート事業所	（研修担当：檍内・三宅）
〒617-0814	京都府長岡京市今里西ノ口17-9
FAX (075)874-6510	電話 (075)874-7373
ホームページ	<a href="http://www.otokunifukushikai.com/">http://www.otokunifukushikai.com/</a>
Eメール	lifes.otokunif@iaa.itkeeper.ne.jp

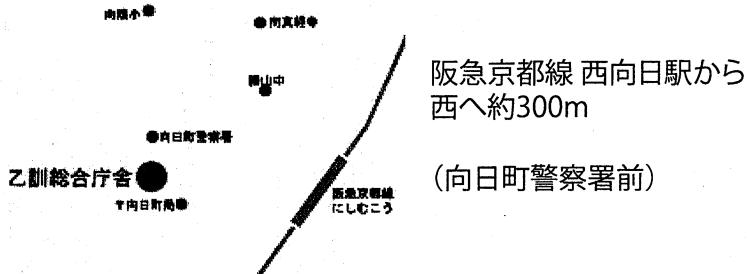
# 自分らしく生活するために

## 自由に家を探そう 報告講演会

日時 平成30年5月16日（水）午後1時30分～4時00分

場所 京都府乙訓保健所 講堂（向日市上植野町馬立8）

※お車でもご来場いただけます。



阪急京都線 西向日駅から  
西へ約300m

(向日町警察署前)

### 講演内容

- 報告会 乙訓の不動産屋さんへの聞き取り調査の報告  
報告者：精神障がい者地域生活支援プロジェクト委員
- 講演会 『宅建業・家主・民生委員・障害福祉事業者の立場から』  
講師：株式会社 高山 代表取締役 高山 基則さん

主催 乙訓圏域障がい者自立支援協議会



お問い合わせ

乙訓圏域障がい者自立支援協議会 事務局  
Tel 075-954-7939 Fax 075-959-9086



講演会  
ミニシンポ

# 「ひきこもり」について考える

～悩んでいる人に寄り添える地域社会に向けて～

主催

乙訓もも（京都府ひきこもり訪問・応援「チーム絆」乙訓地域担当）

協賛

乙訓圏域障がい者自立支援協議会 精神障がい者地域生活支援プロジェクト

## <プログラム>

13:00 受付開始

13:30 開会にあたって（主催団体より挨拶）

13:45 ~ 14:45

### 基調講演 「『ひきこもり』の現場と支援の課題

～当事者1000人以上に寄り添ってこられたご経験から学ぶ～



ジャーナリスト 池上正樹 さん

心と街を追うジャーナリスト。日本文藝家協会会員。1997年からひきこもり界隈を取材。著書に『ルポ ひきこもり未満』(集英社新書)、『ひきこもる女性たち』、『大人のひきこもり』等。TVやラジオにも多数出演。



15:00 ~ 16:30

### ミニシンポ 「悩みを抱えた人と早期につながるには ～京都・乙訓地域における支援の展望～」

登壇者 河田桂子さん

NPO法人 若者と家族のライフプランを考える会 (LPW) 代表

小西康公さん

京都府 脱ひきこもり支援センター早期支援班 支援コーディネーター

基調提案・コーディネーター

**河瀬雅紀 さん**京都ノートルダム女子大学  
現代人間学部 心理学科 教授

総括・コメンテーター 池上正樹 さん

場所：JR京都線 長岡京駅 西口と連絡

バンビオ1番館／2階 市民ギャラリー

日時：

2019年 **2月10日 [日]****13時30分～16時30分**  
(13時00分受付開始)

定員100名 事前申込み頂いた方から先着順

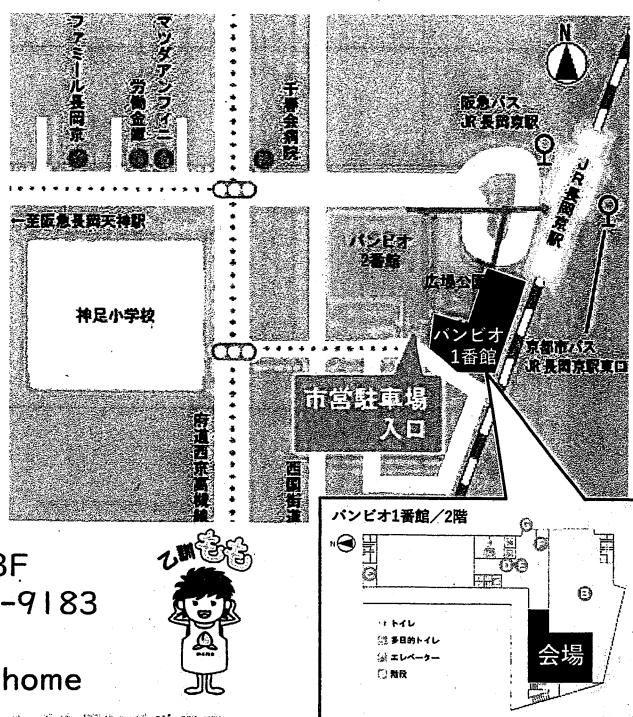
※裏面が参加申込用紙となっています。

お問い合わせ NPO法人 乙訓障害者事業協会「乙訓もも」

〒617-0826 京都府長岡市開田1-5-5 3F

電話：075-952-2800 FAX：075-748-9183

Eメール：otokuni.momo@gmail.com

URL：<https://otokunimomo.wixsite.com/home>

# 「ひきこもり」について考える

～悩んでいる人に寄り添える地域社会に向けて～  
参加申込用紙

日時： 2019年2月10日（日）  
13時30分～16時30分（13時受付開始）

場所： JR京都線 長岡京駅 西口と連絡  
バンビオ1番館／2階市民ギャラリー

参加費： 無料

定員： 100名（事前申込みの方から先着順）

申込期限

2019年1月31日（木）締切

申込み先

NPO法人 乙訓障害者事業協会 **乙訓もも**

FAX

**075-748-9183**

Eメール

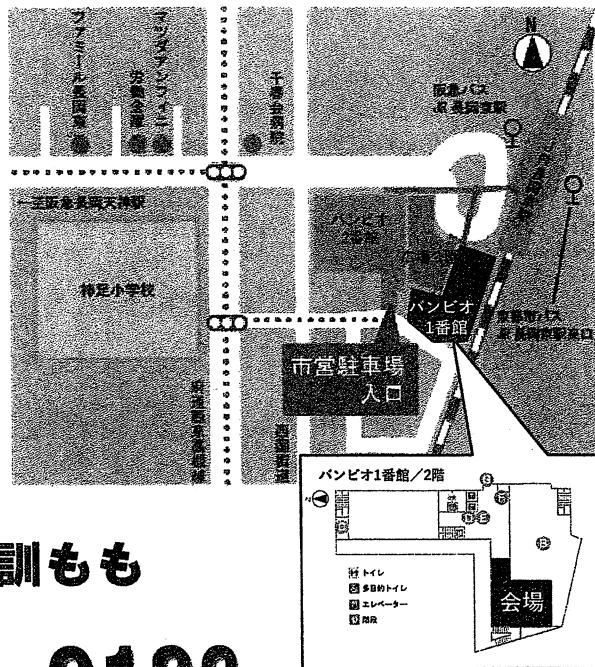
**otokuni.momo@gmail.com**

※下記の用紙にご記入の上、FAXにてお申込み下さい。

※FAXがご利用になれない方は上記のEメールまたは電話（075-952-2800）での受付も行っています。

※先着順となりますので、定員になり次第受付を終了させていただきます。

※お申込みいただきました情報は、交流会の開催以外には用いません。



氏名			
所属			
連絡先			
電話		ファックス	
E-mail			

# 相談機関一覧



## 【医療・福祉サービスに関する相談】

- |   |                  |
|---|------------------|
| ① 乙訓保健所（精神保健福祉担当）：向日市上植野馬立8                     | 075-933-1154     |
| ② 基幹相談支援センター：長岡京市井ノ内西ノ口 17-8                    | 075-952-6521     |
| ③ 精神科救急情報センター：075-323-5280（平日夜間、土日祝日及び年末年始のみ稼働） |                  |
| ④ 長岡京市（障がい担当）：長岡京市開田1丁目1番1号                     | 075-955-9710     |
| ⑤ 向日市（障がい担当）：向日市寺戸町中野20番地                       | 075-931-1111（代表） |
| ⑥ 大山崎町（障がい担当）：乙訓郡大山崎町字円明寺小字夏目3                  | 075-956-2101     |

## 【経済的困窮に関する相談】

- |                                 |                  |
|---------------------------------|------------------|
| ① 長岡京市（社会福祉課保護係）：長岡京市開田3丁目3-36  | 075-955-9517     |
| ② 向日市（地域福祉課）：向日市寺戸町中野20番地       | 075-931-1111（代表） |
| ③ 大山崎町（生活保護担当）：乙訓郡大山崎町字円明寺小字夏目3 | 075-956-2101     |
| ④                               |                  |

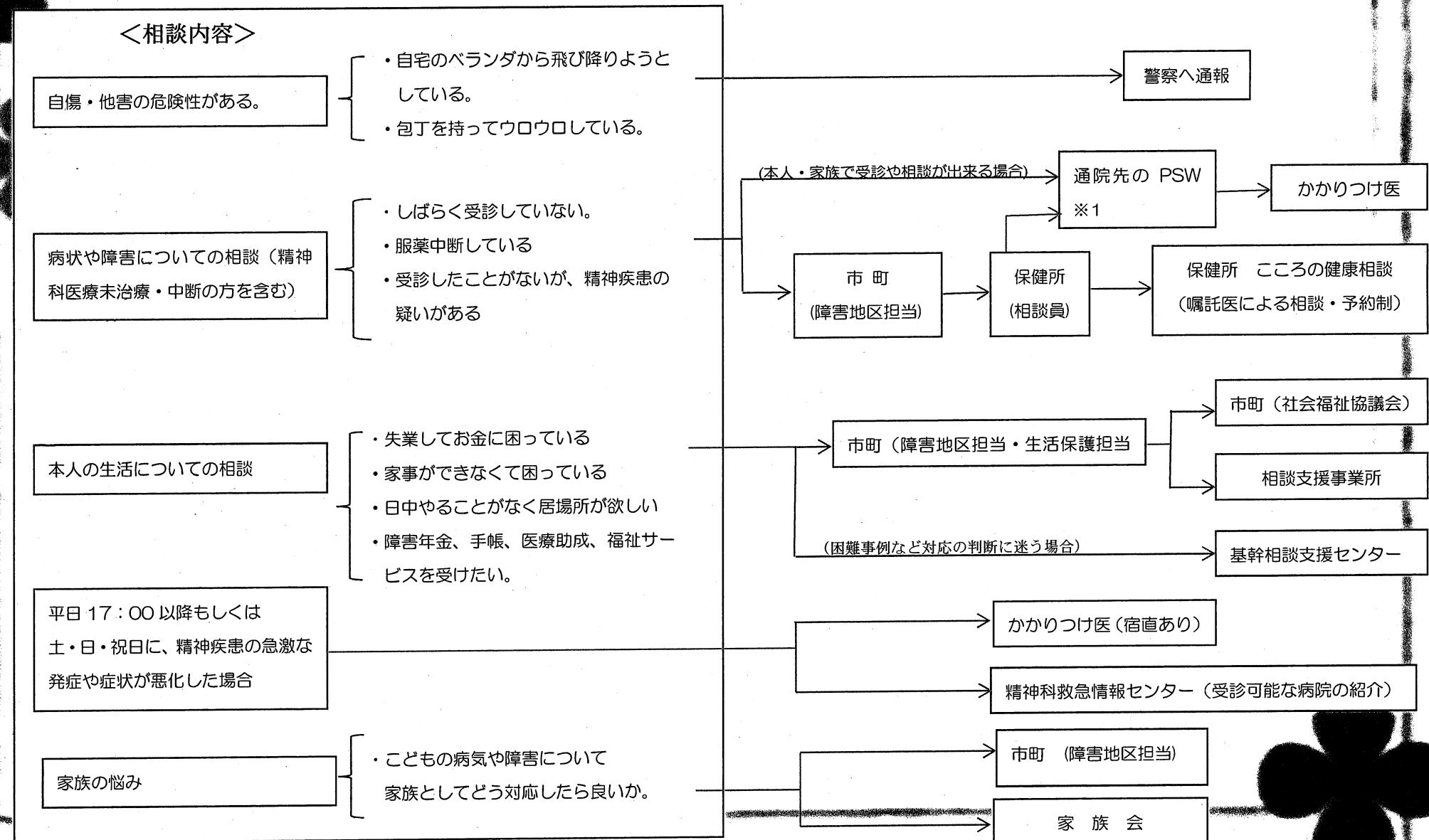
## 【暮らしに関する相談】

- |   |              |
|---|--------------|
| ⑦ 長岡京市社会福祉協議会：長岡京市神足2丁目3番1号<br>(総合生活支援センター)   | 075-963-5508 |
| ⑧ 向日市社会福祉協議会：向日市寺戸町西野辺1-7<br>(障がい者地域生活支援センター) | 075-932-1990 |
| ⑨ 大山崎町社会福祉協議会：乙訓郡大山崎町字円明寺小字百々10番地2            | 075-957-4100 |

## 【家族の相談】

- |                            |              |
|----------------------------|--------------|
| ⑩ やよい会（家族会）：長岡京市久貝2丁目2番11号 | 075-956-7701 |
|----------------------------|--------------|

# 乙訓圏域 精神保健福祉相談フローチャート



・対象者が 65 才以上の場合は高齢者の相談支援・サービスと連携

・※1 PSW : Psychiatric Social Worker の略 精神保健福祉士、精神科ソーシャルワーカーのこと。